三　その他のもの	
(一)　えびのもの	六％
(二)　うに又はくらげのもの	一〇％
(三)　その他のもの	一五％

別表第四類の注4中(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)を(b)とし、その前に次のように加える。

(a)　生きていない昆虫類のうち食用に適しないもの（第〇五・一一項参照）

別表第四類の注中4を5とし、同注3中「すべて」を「全て」に改め、同注中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2　第〇四・〇三項においてヨーグルトは、濃縮し又は香味を付けてあるかないかを問わず、砂糖その他の甘味料、果実、ナッツ、ココア、チョコレート、香辛料、コーヒー若しくはそのエキス、植物若しくはその部分、穀物又はベーカリー製品を加えてあるかないかを問わない。ただし、ミルクの組成分の一部又は全部を置き換えるためにこれらの物品を加えたものではなく、かつ、ヨーグルトの重要な特性を保持しているものに限る。

別表第四類の注に次のように加える。

6　第〇四・一〇項において「昆虫類」とは、食用の生きていない昆虫類（全形のもの又は部分的なもので、生鮮のもの及び冷蔵し、乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）並びに昆虫類の粉及びミールで食用に適するものをいう。ただし、同項には、その他の方法により調製をし又は保存に適する処理をしたものを含まない（主として第四部に属する。）。

別表第〇四・〇三項中「、ヨーグルト」を削り、「問わない。）」の下に「並びにヨーグルト」を加え、同表第〇四〇三・一〇号を削り、同表第〇四〇三・九〇号の前に次の一号を加える。

〇四〇三・二〇	ヨーグルト
一　冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）	三五％及び一キログラムにつき一、〇七六円
二　その他のもの	
(一)　フローズンヨーグルト	三五％
(二)　その他のもの	二五％

別表第〇四・一〇項を次のように改める。

〇四・一〇	昆虫類その他の食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	
〇四一〇・一〇	昆虫類	一五％
〇四一〇・九〇	その他のもの	
一　あなつばめの巣	二・五％	
二　その他のもの	一五％	

別表第七類の注3中「すべて」を「全て」に改め、同注に次のように加える。

5　第〇七・一一項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。

別表第〇七〇四・一〇号中「カリフラワー」の下に「及びブロッコリー」を加える。

別表第〇七〇九・五一号の次に次の五号を加える。

〇七〇九・五二	きのこ（やまどりたけ属のもの）	五％
〇七〇九・五三	きのこ（あんずたけ属のもの）	五％
〇七〇九・五四	しいたけ（レンティヌス・エドデス）	五％
〇七〇九・五五	まつたけ（トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェラレ、トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドゥルキオレンス及びトリコロマ・カリガトゥム）トリフ（セイヨウショウロ属のもの）	五％
〇七〇九・五六	しいたけ（レンティヌス・エドデス）	五％

別表第〇七一二・三四の次に次の一号を加える。

〇七一二・三四	しいたけ（レンティヌス・エドデス）	一五％

別表第八類の注に次のように加える。

4　第〇八・一二項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。

別表第〇八・〇二項中

「	〇八〇二・九〇	その他のもの	五％
		一　ペカン	二〇％
		二　その他のもの	二〇％

を

「	〇八〇二・九一	殻付きの松の実	二〇％
	〇八〇二・九二	殻を除いた松の実	二〇％
	〇八〇二・九九	その他のもの	
		一　ペカン	五％
		二　その他のもの	二〇％

」に改める。

別表第〇八〇五・四〇号中「（ボメロを含む。）」を「及びボメロ」に改める。

別表第〇八・一二項中「例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、」を削り、同表第〇八一二・九〇号中「（ボメロを含む。）」を「及びボメロ」に改める。

別表第〇八一三・五〇号中「第〇八〇二・九〇号」を「第〇八〇二・九一号から第〇八〇二・九九号まで」に改める。

別表第一〇類の注1(B)ただし書中「砕米」の下に「を含み、第一〇・〇八項には、サボニンを分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていないもの」を加える。

別表第一二一一・五〇号の次に次の一号を加える。

一二一一・六〇	アフリカンチェリー（プルヌス・アフリカナ）の樹皮	無税

別表第一三類の注1(g)中「血液型判定用試薬（第三〇・〇六項」を「血液型判定用のもの（第三八・二二項」に改める。

別表第三部の表題中「又は植物性の油脂」を「、植物性又は微生物性の油脂」に改める。

別表第一五類の表題中「又は植物性の油脂」を「、植物性又は微生物性の油脂」に改める。

別表第一五類の号注中1を2とし、その前に次のように加える。

1　第一五〇九・三〇号において、バージンオリーブ油とは、遊離酸度がオレイン酸換算で一〇〇グラムにつき二・〇グラムを超えず、かつ、CODEX ALIMENTARIUS STANDARD 三三―一九八一に定めるバージンオリーブ油の特性に従い、他の種類のバージンオリーブ油のカテゴリーと区別できるものをいう。